

中国の全国統一炭素排出権取引市場が2017年に始動

2016年1月11日、中国国家発展改革委員会弁公庁は「全国炭素排出権取引市場の始動に関する重点工作を確実に行うことに関する通達」を公布した。

通達には、重点工作の目標として、温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素社会の構築を发展方向とし、温室効果ガスの排出権資源の配分に対する市場メカニズムの決定性作用を十分発揮するとしたうえで、国、地方、企業が上下連動させ、共同で全国炭素排出権取引市場の構築を推進し、2017年に全国統一炭素排出権取引市場を始動させ、全国版炭素排出権取引制度を実施することを確保すると明記した。

2016年4月22日、中国政府は「パリ協定」に署名し、下記の炭素排出削減目標を国際社会に公約した。すなわち、

- ① 2030年前後、二酸化炭素（CO₂）排出量はピークシフトする
- ② 2030年までに単位GDP当たりCO₂排出量は2005年比60～65%減少する
- ③ 2030年までに一次エネルギーに占める非化石エネルギー比率を20%前後に達する

上記目標の達成には、全国版炭素排出権取引制度及び市場の構築が有効な手段として期待されている。国家発展改革委員会は2016年4月、2017年に全国統一炭素排出権取引市場をスタートさせるため、「炭素排出権取引管理条例」及び関連実施管理弁法などをできる限り早く制定・公表すると表明した。

同条例は炭素排出権取引制度の基本法として位置づけられ、その下に、企業の排出量算定報告、第三者検証機関、市場取引管理の3分野について詳細を定める3つの管理弁法を整備する予定。

国家発展改革委員会が明確にした関連重点任務は下記のとおりである。

(1) 全国炭素排出権取引システムに取り入れる予定の対象企業リストの提出

全国炭素排出権取引市場の第一段階は、石油化学工業、化学工業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、電力、航空業界などの重点温室効果ガスの排出セクターをカバーする。上記の重点セクターに該当し、かつ2013年から2015年までのいずれかの年に年間総合エネルギー総消費量が1万トン標準炭以上（1万トンを含む）に達した企業法人又は独立決算の企業を参加主体とする。関連主管部門は上記要求に合致する対象企業リストを国家発展改革委員会に報告しなければならない。報告した企業リストは全国炭素排出権取引システムに取り入れる企業を選定するための参考データとする。各地方主管部門が上記要求によって取り入れる予定の企業リストを提出する以外に、各地区の企業の実際状況に基づき、別途追加予定の業界と対象企業を提案することができる。

(2) 対象企業の過去の温室効果ガス排出量に対する算定、報告及び検証

民航局、地方主管部門は上記対象企業リストに記載された対象企業に対し、過去の温室効果ガス排出量に関する報告の作成と検証を行うことにより、国家発展改革委員会の全国炭素排出権取引システムの割当枠配分案(2016年に公表する予定)の制定をサポートする。

(3) 第三者検証機構及び検証員の選定と育成

国家発展改革委員会は現在、第三者検証機構管理弁法を検討・制定している。同弁法を公布する前に、各地の地方主管部門は需要に基づき、能力のある第三者検証機構及び検証員を調査・選別し、一定の条件に基づき、一連の関連分野での業務経験が豊かな、独立の法人資格を有し、十分な専門人員を抱え完全な内部管理プロセスを備える検証機構を育成する。

(4) 能力構築の強化

国家発展改革委員会は引き続き各地方政府、関連業界協会及び中央政府直轄企業を組織し、全国炭素排出権取引システムの各プロセスに関する能力構築を強化する。国家発展改革委員会はシリーズ的な研修計画を制定し、異なる対象に対し、研修を行い、講師及び専門人材を重点的に育成するとともに、先行したパイロット事業地区のサポート、提携役割を發揮し、全国炭素排出権取引市場の運営に人員保障を提供する。

国家発展改革委員会の2016年初めの予測では、全国統一炭素排出権取引市場のスタート段階では、参加対象企業数は約1万社近く、市場規模(合計排出権割当枠)は30~40億トンとなる。しかし、3月末に21の直轄市・省・自治区政府及び10社の中央政府直轄企業から提出した対象企業リストには4000社しかなかった。このため、5月に国家発展改革委員会は再度内部通達を出し、化学工業及び鉄鋼業のサブセクターを追加することで、対象企業数を増やすことを図った。その結果、対象企業は最終的に7000~8000社になるとみられる。10月現在、国家発展改革委員会はすでに国務院に全国版炭素排出権割当枠配分案を上程し、年末には承認される見込み。

一方、既存の7つの地方炭素排出権取引パイロット事業にとって、2016年は最終稼働年度であり、2015年度割当枠の償却及び余った割当枠の統一市場への繰り越しは重大の課題である。北京市、天津市及び上海市はすでに余った割当枠の次期への繰り越しは可能と明確に通達した。これらの措置により、ある程度既存取引価格の安定化を図ることができた。

既存地方炭素排出権取引パイロット事業においては、一定の条件を満たせば、海外企業及び個人を含めて、取引口座が開ければ、自由に取引に参加できる。全国統一炭素排出権取引市場でも同じ方針が採用されるとみられる。全国統一市場の規模は前述したとおり、現物だけでも30~40億トンとなり、取引金額に換算すると12億~80億人民元(約192億~1,280億円)となる。日本企業及び個人にとっては、大きなビジネスチャンスになると期

待される。

2016年10月27日、環境省、国立環境研究所、および宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、地球大気全体（全大気）の二酸化炭素の推定経年平均濃度が初めて、2016年2月頃に400ppmを超えたと発表した。月平均での400ppm超は、地球温暖化の危険水準とされている。

一方、2016年9月3日、中国の習近平国家主席とアメリカのオバマ大統領が前述した「パリ協定」を批准したと共同発表した。またEU諸国も批准を急いでおり、11月の国連・気候変動枠組み条約第22回締約国会議（COP22）までに協定発効の要件である「55カ国、排出量55%以上」をクリアし、「パリ協定」が発効する見込みとなった。

このような背景の下、2017年に中国の全国統一炭素排出権取引市場が順調に始動できるかどうか、グローバルな統一炭素排出権取引市場の構築ための試金石として、世界各国から注目されるだろう。

（胡 俊傑）

主要参考 HP :

1. 中国国家发展改革委员会应对气候变化司 <http://qhs.ndrc.gov.cn/>
2. 中国炭素排出取引網 <http://www.tanpaifang.com/>